

平成16年度中野区登録・指定文化財

平成16年度登録・指定文化財について、中野区教育委員会は、中野区文化財保護審議会の審議検討を経て、歴史民俗資料館所蔵資料の中から2件を登録文化財、2件を指定文化財としましたので紹介いたします。

1. 登録文化財

(1) 山崎家資料(絵画13点)[中野区登録有形文化財:登録・指定第112号]

中野区の旧家に伝わる絵画として、近世から近代にかけての中野と江戸・東京とのかかわり合いと、当時の先進文化の浸透度をはかる上で重要な一括資料と考えられるものです。

また、季節感を意識した収集の在り方を見ることができ、山崎家に残されている茶室・書院で来客のもてなしに用いられたものと考えられます。この点でも当時の名主層の暮らしぶりを反映したものとして価値の高いものです。

美術品としても河鍋暁斎・梶田半古・水野年方の作品に見るべきものがあります。

- (1) 酒井抱一「椿に蝶図」紙本 軸装 近世
- (2) 河鍋暁斎「舞楽図」紙本 軸装 近世
- (3) 椿 椿山「梅花図」紙本 軸装 近世
- (4) 柴田是真「菊花図」絹本 軸装 近世
- (5) 梶田半古「狸」紙本 軸装 近代
- (6) 水野年方「藤娘」絹本 軸装 近代
- (7) 狩野安信「唐獅子牡丹図」絹本軸装近世
- (8) 狩野常信「梅に牡丹」絹本 軸装 近世
- (9) 狩野探令「山水図」紙本 軸装 近代
- (10) 小杉放庵「九月ききょう」紙本 軸装 近代
- (11) 小杉放庵「梅花遊禽図」紙本 軸装 近代
- (12) 渡辺崋山「牛乘文人図」紙本 軸装 近世
- (13) 雪 洞「葉鶏頭に^{かまきり}蟻螂」紙本軸装近代



116×45cm 絹本

水野年方「藤娘」



109×33cm 紙本

梶田半古「狸」



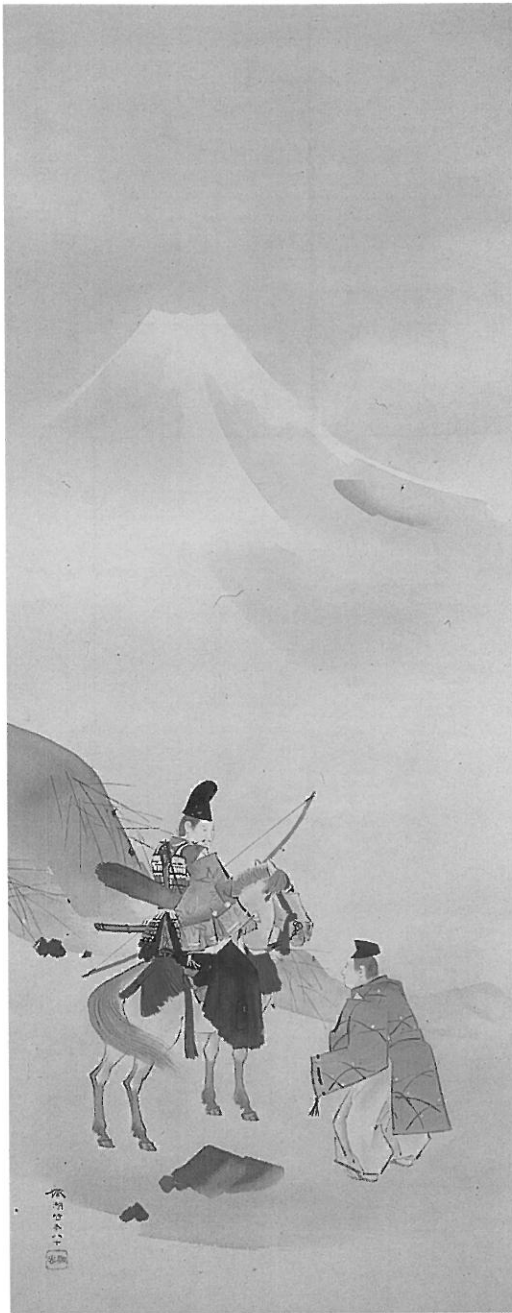
131×43cm 紙本

河鍋暁斎「舞楽図」

(2) 堀江家資料(絵画7点)[中野区登録有形文化財:登録・指定第113号]

山崎家同様に中野区の旧家である堀江家に伝わった絵画です。近世から近代にかけての中野と江戸・東京との文化交流やその浸透度を知る上で重要な一括資料とされます。また名主層の文化レベルを反映するものとしても注目されます。なかでも吉川霊華・松本楓湖の作品は優品です。

- (1) 吉川霊華「扇面泉之図」 紙本 軸装
- (2) 小川芋銭「焚き火」 紙本 軸装
- (3) 狩野安信「小菊」 紙本 軸装
- (4) 英 一蝶「すす払い」 紙本 軸装
- (5) 川端龍子「竹」 紙本 軸装
- (6) 蔦谷龍岬「松韻」 絹本 軸装
- (7) 松本楓湖「義光逢時元之図・義家見雁之図」 絹本 軸装



127×50cm 絹本

松本楓湖「義光逢時元之図」



126×50cm 絹本

松本楓湖「義家見雁之図」

2. 指定文化財

(1) 萬垢離木太刀[中野区指定有形民俗文化財:登録・指定第114号]

この木造の太刀は、大正末年頃まで江古田地域で行われていた萬垢離行事に用いられていたものです。萬垢離行事とは神奈川県大山不動尊に村の豊作祈願に行く代表の人々が、江古田川でこの太刀を洗い清め、互いに水を掛け合い身体を清めたあと、行列を組んで江古田氷川神社に奉納するもので、毎年5月28日に行われていました。

しかし、関東大震災後の人口の急増によって江古田川が汚れてしまい、いつしか行われなくなってしまいました。戦後は河川改修によって川底が下げられたことと、行事を経験した人がなくなったことなどもあり、再興の可能性がなくなりました。そのため平成15年に江古田氷川神社から中野区に寄贈されたのです。

この資料は、現代の都市化によって消滅した古来の民俗行事の痕跡を残すものとして、また、この地域の大山信仰を示す唯一のものとして、周辺地域に類例を見ない極めて重要なものです。

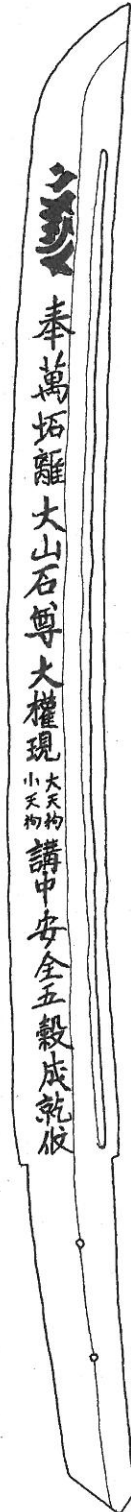
年代：文政7年（1824）

形状：全長363cm、幅20～24cm、厚さ10cm。

側面に、鑄（刃の中央の稜線）と樋（刃の上方の溝）が入る。

銘文：表面「奉萬垢離大山石尊大権現（大天狗・小天狗）講中 安全五穀成就修」

裏面「文政七年甲申五月吉日 萬垢離講中」



(2) 大河原家文書 [中野区指定有形文化財:登録・指定第115号]

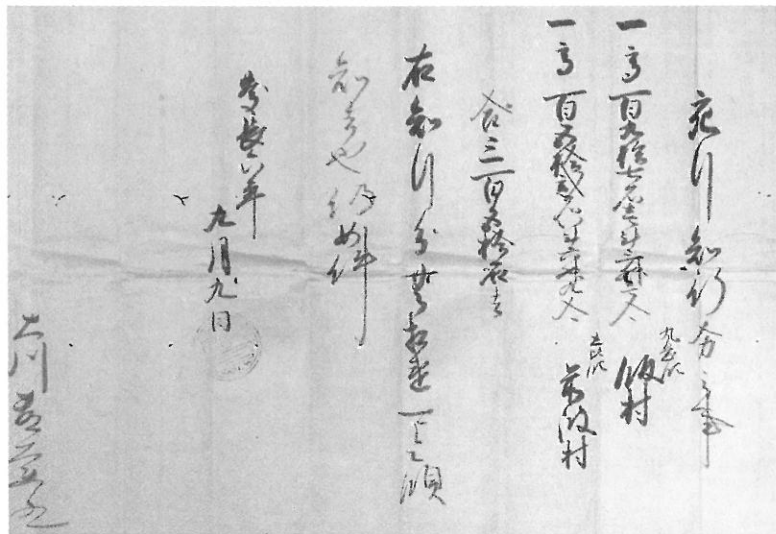
この史料は、平成15年に区内在住の金沢藩士の末裔である大河原家から寄贈を受けた武家文書です。

内容としては大きく二つに分けて見ることができます。一つは、藩主と家臣とのかわりの中で作成される、知行(俸給)・役料(役職手当)・進上物(贈答品)に関連する公文書と、もう一つは大河原家の家自身に関連する系図・婚姻許可証・跡目相続願などです。

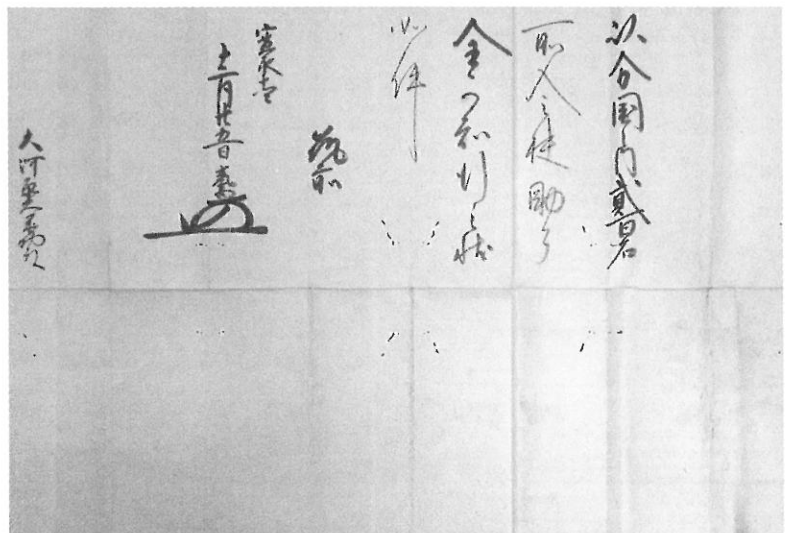
農村における村方文書と異なり、武士という階級・職業がなくなった状況の中で武家文

書がまとまったかたちで継承保存されていることは極めて珍しく、大河原家文書は質と量の点において見るべきものが大変多い史料です。中でも慶長6年(1601)の知行に関する文書は、関ヶ原の戦いの翌年、江戸幕府開府以前のもので幕藩体制形成期の史料として極めて貴重なものです。それ以降も1600年代・1700年代・幕末までと史料はまんべんなく残されており、江戸時代における武家社会の変遷をたどるための絶好の史料です。

総数: 107点



宛行知行分之事
 一、高百九拾七石壹斗三升壹合 丸岡領 飯村
 一、高百五拾貳石八斗六升九合 志比領 前波村
 合三百五拾石者
 右知行分無相違可令領
 知者也、仍如件
 慶長六年九月九日(朱印)
 大川藤大夫殿



以分園之内貳百石
 所入之扶助了、
 全可知行之状
 如件
 筑前
 寛永十四
 十二月廿五日 光高(花押)
 大河原久米助殿